

綾瀬市中間前金払取扱要綱

(対象工事)

第1条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、契約金額が1件200万円以上、工期が90日以上で前金払を受けている工事を対象とする。

(支払の割合)

第2条 契約金額の100分の20以内とする。

(支払要件)

第3条 支払要件は、次のとおりとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(支払要件の確認)

第4条 支払要件の確認及び請求の方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約者は、支払請求に先立って、工事主管課に対し確認請求書（別紙1）に工事履行報告書（別紙2）及び写真等の参考資料を添付して支払要件の確認請求をするものとする。
- (2) 契約者から支払要件の確認請求があったときは、工事主管課長は直ちに支払要件に該当するかどうかを調査するものとする。ただし、工事主管課長は、調査にあたり必要があると認める場合に、支払要件の根拠となる資料の提示等を求めることができる。
- (3) 工事主管課長は、調査の結果、支払要件を満たしていると認められるときは確認調書（別紙3）を作成し、契約者に交付するものとする。

(申請)

第5条 契約者は、前条第3項の規定による確認調書の交付を受けた後、中間前金払に関し保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前金払の支払を申請するものとする。ただし、申請日は、工期末から起算して20日以上前としなければならない。

〈委任〉

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

確 認 請 求 書

年 月 日

綾瀬市長

契約者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の工事について、中間前金払を請求したいので、要件の確認を請求します。

工 事 名	
履行場所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
契約金額	
備 考	

(別紙 2)

工事履行報告書

[illegible]

(別紙3)

確 認 調 書

年 月 日

殿

綾瀬市長

次の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを確認しました。

工 事 名	
履行場所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
契約金額	
備 考	